
第2回 日吉津村議会定例会会議録〔第4日〕

平成28年6月17日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成28年6月17日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 陳情第 5号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 6号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 30号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第 4 請願第 31号 平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
- 日程第 5 発議第 4号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書について
- 日程第 6 発議第 5号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 7 議案第 32号 日吉津村教育委員会教育長の選任について
- 日程第 8 議員派遣の件について
- 日程第 9 行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 11 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 12 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情第 5 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 2 陳情第 6 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書について
(教育民生常任委員長審査報告)
- 日程第 3 議案第 30 号 専決処分の承認を求めることについて(日吉津村税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第 4 請願第 31 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第 2 回)について
- 日程第 5 発議第 4 号 保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書について
- 日程第 6 発議第 5 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書について
- 日程第 7 議案第 32 号 日吉津村教育委員会教育長の選任について
- 日程第 8 議員派遣の件について
- 日程第 9 行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 11 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 12 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 石 操 総務課長 高 田 直 人
住民課長 清 水 香代子 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 松 嶋 宏 幸 建設産業課参事 益 田 英 則
教育長職務代行 下 口 哲 司 教育課長 松 尾 達 志
会計管理者 前 田 昇

午後 1 時 30 分 開議

○議長（橋井 満義君） 開会いたします。

ただいまの出席議員数は、10 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1 陳情第 5 号 及び 日程第 2 陳情第 6 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 1 から日程第 2 まで教育民生常任会委員長の審査報告でありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって日程第 1、陳情第 5 号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書について、日程第 2、陳情第 6 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書採択の陳情書、以上を一括議題といたします。

本陳情は本会議において、教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

松本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。教育民生常任委員会に付託されました陳情の審査内容を報告いたします。6月10日金曜日、午前9時より委員会室において、井藤、山路、江田、松田、松本の委員全員で慎重審議を行い決定した結果を報告いたします。

まずはじめに、陳情第5号、保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める陳情書は、賛成多数で採択となりました。この陳情は一つ、十分な予算を確保し、保育士の配置基準と処遇の改善を進めること。二つ、保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など実態を踏まえて公定価格を改善すること。この2点について意見書を国に対して提出してほしいというものです。

これに対して、委員から出された意見をお伝えいたします。委員会での県内外への視察、また県、村内の現役保育士の体験なども聞き現状は把握している。また、陳情提出者の新聞紙上への投稿読んだこともあり、考え等は十分に理解できる。事実、保育士は条件の良い所に異動している。元保育士という人の話を聞いた。保育士のサービス残業など実態だと思う。パートの保育士より、ベテランの臨時職員の方の賃金が安くても苦情などは言いにくい現状もある。研修なども参加できるのか心配である。とにかく、賃金を上げること。給料が安いから保育士が少ない、少ないから重労働になるのでは話が進まない。全国で高いところと低いところで年間167万円の格差がある。処遇改善の第一歩で保育士も増えるのでは。いったん退職した方も再就職されるかも知れないし、余裕のある保育所経営になる。夫婦共働きが当たり前の時代、処遇改善だけでは根本的な解決にならない。たとえば、正規職員で入り子育て時期には臨時職員などになり、子育てがひと段落する時期になればまた正職員に戻れるなどの制度が必要と考える。3世代同居、準同居などもいっしょに考えるべき。もっと国に頑張ってもらいたいなどの意見から、採択3名、趣旨採択1名という結果でした。

つづきまして、陳情第6号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2017年度政府予算に関わる意見書採択の陳情書は、全会一致で採択となりました。

この陳情は1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1

に復元すること。この2点について国の関係機関に意見書を提出してほしいというものです。

これに対しての委員の意見をお伝えいたします。少子化から子どもも学校も減っていくのにと
いう思いもあるが、いじめや不登校などの対応のためにも必要と考える。義務教育費国庫負担制
度の負担割合2分の1への復元も毎年出ている。もうひと押しかも知れない。教育費は国が見る
べきである。実態はつかめないが教員も大変だと感じる。首長の考え一つで変わることなく、教
育は全国どこに住んでいても同じレベルで受けられるべきである。教員と話す中でも、教職員に
よる不祥事が多いように感じる。全国的に教員の質も上げていくべき。地域の期待もあるため部
活動もボランティアでしている。生徒へのネット対応などや、次の日の準備などたいへんである。
定数改善も必要。採択ではあるが、一クラスの本当の適正人数は何人なのかという疑問もある。
少ないことが良いことか、環境改善は数だけなのか、目が届くという利点もあるとは思いますが、そ
れだけで良いのか。教育とは人が人に教えるものと考え。先生みたいになりたいという子ども
が理想の形である。

以上で教育民生常任委員会の陳情審査報告を終わります。

○議長（橋井 満義君） 報告が終わりましたので、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑からは各陳情ごとに行います。

まず、陳情第5号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

陳情第5号を採決をいたします。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。したがって、本陳情を採択する
ことに、賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（橋井 満義君） 起立多数と認めます。したがって、陳情第5号は、委員長の報告のと
おり、採択とすることに決定をいたしました。

○議長（橋井 満義君） 次に、陳情第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

これから陳情第6号を採決いたします。本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであり
ます。したがって委員長報告のとおり本陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（橋井 満義君） 起立全員と認めます。したがって陳情第 6 号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

日程第 3 議案第 30 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 3、議案第 30 号専決処分を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 30 号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（橋井 満義君） 起立全員と認めます。したがって、議案第 30 号は原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 31 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 4、議案第 31 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[[異議なし] と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 31 号は原案のとおり可決されました。

日程第 5 発議第 4 号 及び 日程第 6 発議第 5 号

○議長（橋井 満義君） お諮りいたします。日程第 5 から日程第 6 までは教育民生常任委員会の発議でありますので一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 5、発議第 4 号保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書について、日程第 6、発議第 5 号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書についてを一括議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。
松本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。

発議第 4 号、平成 28 年 6 月 17 日日吉津村議会議長橋井満義様、提出者教育民生常任委員長松本二三子。保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出いたします。

保育士の処遇改善並びに職員配置基準の引き上げの緊急対応と財源確保を求める意見書案です。中身はお手元にお持ちの文章をお読み下さい。一つ十分な予算を確保し、保育士の配置基準と処遇の改善を進めること。二つ、保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定など実態を踏まえて公定価格を改善すること。以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。平成 28 年 6 月 17 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、総務大臣、少子化対策担当大臣、衆議院議長、参議院議長様です。

発議第 5 号、平成 28 年 6 月 17 日日吉津村議会議長橋井満義様。提出者教育民生常任委員長松本二三子。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2017 年度政府予算に係る意見書について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 7 項及び会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための 2017 年度政府予算に係る意見書案、こちらの方も中味をお読み下さい。1、子どもたちの教育環境改善のために計画的な教職員定数改善を推進すること。2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元すること。平成 28 年 6 月 17 日、鳥取県西伯郡日吉津村議会。内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上です。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。これからまず、発議第 4 号についての質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第 4 号を採決いたします。本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 4 号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたしました。

次、発議第 5 号について質疑を行います。質疑ありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから発議第 5 号を採決いたします。本発議は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 5 号は原案のとおり意見書を提出することに決定をいたしました。

日程第 7 議案第 32 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 7、議案第 32 号日吉津村教育委員会教育長の選任についてを議題といたします。本議案については、追加議案でありますので、提案者から提案理由の説明を求めます。

はい、村長。

○村長（石 操君） ただいま議題となりました議案第 32 号につきましては、追加議案として提案をさせていただくものでございまして、議題につきましては日吉津村教育委員会教育長の選

任についての提案でございます。

平成 28 年 4 月 14 日をもって、日吉津村教育委員会教育長山西敏夫氏の辞任を承認したことに伴いまして、その後任として鳥取県教育委員会事務局西部教育局長並びに伯耆町立岸本中学校長等を歴任されました井田博之氏を適任として、平成 28 年 6 月 17 日から平成 31 年 6 月 16 日までの 3 年間、教育長に任命したく議会の同意を求めるものであります。

以上が議案第 32 号の提案説明であります。前任の山西教育長におかれましては、29 年 10 月までの 1 年半を余しての辞職でありました。まあ、いろいろな経緯がございまして、辞職を引き受けたわけでありまして、山西教育長におかれては、21 年 4 月の就任を 7 年間就任をして、その教育行政の振興にご尽力をいただいたわけでありまして、山西教育長をはじめとする教育委員会の関係の、皆様のご評価を村民の立場から一言申し添えさせていただきますと、中海テレビを見られた村民の皆さんが、その中で中海テレビの小学校の卒業式の様子が村民に流されておって、素晴らしい卒業式であるという評価をいただいておりますので、この一言が山西教育長をはじめとする、教育委員会の皆さんのご尽力のたまものであるという評価であるというふうに考えておりますので、そのようなことを申し上げ山西教育長には感謝し、改めて井田博之氏に山西教育長の後を、3 年間ご尽力をいただくということで提案をさせていただきますのでよろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（橋井 満義君） 提案者からの提案説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。井田さんについて質問するわけではありません。

この議案の書き方ですけども、任期はここには書かないものなんでしょうか。後まで残る、ただ聞くだけでこちらは把握をしていくということなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まあ、いままでの議会のこの教育長なり、それから教育委員の選任になりその議案を基本にしておりますので、任期まではちょっと書いておりません。はい、以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） じゃあ、以前にもありまして、一言いったような気がしてますけれども、やっぱり引継ぎというのは、ちゃんとやっていただきたいなというふうに思いますが、

たしか発言したように思っております。

○議長（橋井 満義君） ただいまの三島議員の質疑につきましては、再度、執行部の方は確認をして、相応の対応をしていただきたいと思います。

三島議員よろしいですか。はい、ほかありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これから討論をおこないたいと思います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（橋井 満義君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決をいたします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 32 号は原案のとおり同意されました。

日程第 8 議員派遣の件について

○議長（橋井 満義君） 日程第 8、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配布しましたとおり、派遣することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

日程第 9 行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 9、行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

行財政・議会改革調査特別委員会委員長より、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。県外

での調査でありますので、行財政・議会改革調査特別委員会委員長の説明を求めます。

江田行財政・議会改革調査特別委員会委員長。

○行財政・議会改革調査特別委員長（江田 加代君） 日吉津村議会議長橋井満義様、行財政議会改革調査特別委員会委員長江田加代。

行財政・議会改革調査特別委員会の閉会中の継続審査について、本委員会では下記の事件について閉会中の継続審査を要するものと決定いたしました。会議規則第 75 条の規定により、申し出をいたします。

調査事件、1、議会改革について、2、青少年育成について 3、平和学習の取組みについて、調査地、沖縄県方面、調査期間、平成 28 年 8 月 22 日から 8 月 24 日 2 泊 3 日といたします。経費は予算の範囲内です。以上です。

○議地用（橋井 満義君） 説明が終わりました。お諮りします、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 10 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 10、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので、総務経済常任委員長の説明を求めます。

加藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（加藤 修君） 総務経済常任委員長の加藤です。日吉津村議会議長橋井満義様、総務経済常任委員長加藤修。閉会中の継続調査申出書、本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定いたしましたので、会議規則第 75 条の規定により申し出をいたします。

調査事件、1、まちづくりについて 2、人口対策について、調査地、島根県邑南町方面。調査期間、平成 28 年 7 月 21 日から 22 日までの 1 泊 2 日で、経費は予算の範囲内です。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 11 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 11、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規程によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。県外での調査ですので、教育民生常任委員長の説明を求めます。

松本教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（松本 二三子君） 教育民生常任委員長の松本です。

日吉津村議会議長橋井満義様、教育民生常任委員長松本二三子。閉会中の継続調査申出書、本委員会は下記の事件について閉会中の継続調査とすることに決定したので、会議規則第 75 条の規定により申し出をいたします。調査事件として教育施策について、福祉施策について、調査地は京都府と奈良県です。調査期間は平成 28 年 7 月 25 日から 26 日、1 泊 2 日です。経費は予算の範囲内としております。

以上です。

○議長（橋井 満義君） 説明が終わりました。お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 12 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 12、広報広聴常任委員会閉会中の継続調査についてを議題といたします。広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第 75 条の規定により、お手元に配

布しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（橋井 満義君） 日程第 13、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について会議規則第 75 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（橋井 満義君） 以上で本定例会に付議されました議案はすべて議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、平成 28 年第 2 回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 07 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員